

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

規制の名称：外国法人等による予報業務に関する規定の整備等（気象業務法第 17 条の 2（新設）、第 18 条第 2 項、第 19 条、第 21 条、第 26 条第 2 項、第 42 条の 2（新設）関係）

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：気象庁総務部企画課

評価実施時期：令和 7 年 11 月 7 日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）

i

（該当理由）

- ・ 「3 負担の把握」の通り、遵守費用・行政費用がともに追加的な費用は発生しないか、あっても限定的であると考えられるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2—①）

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報については、技術的な裏付けのない予報が発表されることによる社会的な混乱を防ぐため、民間による予報についても予報業務許可制度を設けて一定の技術水準を担保している。
- ・ 今般、外国から国内の利用者に対して予報を提供する外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人（以下「外国法人等」という。）に対応した予報業務許可等に係る規定を整備することで、これらの外国法人等に対して監督規定の規律を及ぼすよう措置を講ずることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 近年、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けた不適切な気象等の予報業務を行う日本国内に事業所等を有していない外国法人等が現れている。
- ・ しかしながら、外国法人等が国内にいる者に対して気象予報サービスの提供を行うに当たって、国内にコンタクトポイントが存在していない場合、現行の規定では予報業務の的確な遂行を担保するための業務改善命令等の監督規定を執行するための手段が十分に措置されておらず、公共の利益の確保に支障が生ずるおそれがある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 外国法人等に対して業務改善命令等の監督規定を執行するための手段を十分に措置するため、外国法人等が予報業務や発表業務の許可を取得するに当たって、国内における代表者又は代理人（以下「国内代表者等」という。）を指定することを義務付ける。
- ・ また、この規定を置くに当たって必要な措置（申請手続きの明確化、申請手続きの欠格事由の追加、変更の届出の義務付け）及び関連する措置（所在不明者に対する簡易取消規定の創設、法令等違反行為者の氏名等公表制度の創設等）を設けることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 予報業務許可等を取得する外国法人等に対して、国内代表者等の指定を義務付けること等によって、外国法人等に対する監督規定の実効性の向上を図ることで、技術的な裏付けのない予報が発表されること等による社会的な混乱を防ぎ、国内利用者の利益の保護を図るとともに、国内外の事業者間の公正な競争を図ることが期待できる。他方で、気象予報サービスは経済活動や国民生活に広く利用されており、不適切な予報が流通することによる国民への影響は多岐にわたるものと考えられるため、その具体的影響を定量的に把握することは困難であり、また、国内外の事業者の個々のサービスについては、その目的や内容、対象とする利用者等が異なることから、本規制による効果を一律に定量化することは困難である。

3 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 国内の利用者に対して予報業務等を提供する外国法人等に対して国内代表者等の指定を求めるものであり、すでに設立している国内法人の代表者を国内代表者として指定することや、気象等の予想を行わせる気象予報士に国内代理人を兼ねさせることなども可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。また、予報業務許可等を取得する外国法人等の規模や提供するサービスの内容等によって、国内代表者等に課される負担は異なることから、その費用について一律に定量化することは困難である。
- ・ その他の必要な措置について、すでに現在の法体系でも省令に規定しているものは追加的な費用は発生しない。また簡易取消規定や氏名公表制度についても対象となる事業者に対して追加で義務を課すものではないため、追加的な費用は発生しない。

＜行政費用＞

- ・ 気象庁は、外国法人等に対して業務改善命令等の監督規定を執行する場合、国内事業者に対して業務改善命令等を行う場合と同様に、国内代表者等に対して文書を送達することで執行できることとなり、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しない。
- ・ その他の必要な措置について、すでに現在の法体系でも省令に規定しているものは追加的な費用は発生しない。また簡易取消規定や氏名公表制度は現行の行政手続や行政からの働きかけの延長線上に位置するものであり、現行の執行体制において対応することが可能であるため、追加的な費用は限定的で軽微なものである。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他
(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 特になし

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 予報業務の許可を受けている者複数から聞き取りを行った。(令和7年1月～10月)

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 特になし

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項（期限５年）を踏まえ、改正法案の施行から５年を経過した場合において、事後評価を実施する。